

社会福祉法人はぐるまの会 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はぐるまの会の役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会の実費弁償費)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

2 役員が評議員会に出席(議案説明もしくは出席を要請された場合)したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

(役員勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事長が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

2 理事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 理事長、理事、監事が非常勤役員の場合は、法人業務を行う場合に別表2のとおり、報酬及び費用を弁償する。ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員職務証跡)

第7条 役員は、法人職務証跡資料として、タイムカード(職務証跡)の作成に協力するものとする。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年6月17日より施行する

この規程は、平成30年4月1日より施行する

この規程は、令和3年4月1日より施行する

この規程は、令和5年6月24日より施行する

役員報酬等 別表1 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事会出席報酬等	無	3,000円	3条2項による 評議員会出席時を含む

別表2 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事業務報酬等(日額)	10,000円	3,000円/ (日額)	職員との兼務 がない場合
理事長業務報酬等(日額)	25,000円	同上	職員との兼務 がない場合
監事監査指導報酬等(日額)	12,000円	同上	

別表3 (日額)

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	20,000円	10,000円	実 費